

一戸建て住宅のただし書の運用に関するQA

	Q	A														
1	一定の条件を満たせば既存住宅の延べ面積が130㎡を超える場合であっても処理対象人員が3人で使用水量が1㎡/日であれば、7人槽の大きさの浄化槽から5人槽の大きさの浄化槽とすることができるとした目的は何ですか？	既存住宅において、高齢者や小家族世帯など排水負荷が著しく少ない場合に浄化槽の処理能力に応じた適正な人員算定によって設置者の過度な負担を抑えること、及び人槽算定の適正化で今後一層合併処理浄化槽への転換を進めることを目的としています。														
2	「ただし書の運用」を既存住宅に限定した理由は何ですか？	JISによる処理対象人員の算定基準では、その運用上、使用水量その他の資料根拠により明らかに実情に添わないと考えられる場合に限り、ただし書が適用できると定められています。従って、すでに居住されてきた既存住宅においては水道使用量の実績があり、さらに、浄化槽の設置後もその実績と同じ状態が継続されることが認められる既存住宅のみを今回対象にしています。														
3	なぜ、ただし書の運用の実居住人員を3人以下としたのでしょうか？	大阪府内の浄化槽を使用している家庭の水道使用量を調査した結果、4人以上の世帯では使用量が75%値において1㎡/日を超過しており、5人槽(処理能力1㎡/日)では対応が難しい結果であったためです。														
4	2世帯住宅はどのような取扱いになりますか？	今回の「ただし書の運用」には該当しません。よって、従来からの取扱いの例によります。														
5	「ただし書の運用」の対象住宅の延べ面積に上限はありませんか。	「ただし書の運用」には、一般の一戸建て住宅を想定しており、延べ面積に上限は設定しておりません。しかし、一般の一戸建て住宅の概念を超えるものについては、所管行政機関へ個別の案件としてご相談ください。														
6	住宅と店舗が複合している場合の取扱いはどうなりますか？	住宅の水道使用量が他の用途と区別できるものについては、住宅部分は「ただし書の運用」が可能です。														
7	実居住人員は住民台帳に登録している人数ですか？	住民台帳により居住者を限定するものではなく、実際に居住している人数から浄化槽の処理対象人員を安定的に決定しようとするものです。もし、家族以外に長期間滞在している人があれば、その人も居住人数に含めてください。														
8	実居住人員の住民票を提出する必要はありますか？	原則、必要としておりません。なお、届出審査時に居住人数等を確認める必要がある場合、根拠となる資料等をご確認させていただくことがあります。														
9	下宿人は実居住人員へ含まれますか？	含みます。														
10	近い将来、子供夫婦が同居する場合、予定居住人員に含まれますか？	含みます。例えば、現在2人暮らしで1年後に子供夫婦と同居する場合は、予定居住人員は4人となります。本例示のケースでは4人以上になるため「ただし書の運用」は適用できません。														
11	年間最大水道使用量はどのように算出しますか？	<p>最近1年間の水道使用量を明らかにする資料から、最も使用量の多い期間の使用量を1日あたりに換算して求めた値となります。</p> <p>(例)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">使用期間</th> <th style="text-align: center;">使用量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">平成〇〇年4月・5月</td> <td style="text-align: center;">27㎡</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">8月・7月</td> <td style="text-align: center;">28㎡</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">8月・9月</td> <td style="text-align: center;">29㎡</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">10月・11月</td> <td style="text-align: center;">27㎡</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">12月・平成〇〇年1月</td> <td style="text-align: center;">26㎡</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2月・3月</td> <td style="text-align: center;">24㎡</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right; margin-right: 20px;"> ➡ </p> <p style="text-align: right;">年間最大水道使用量実績 $29 \text{ ㎡} \div 61 \text{ 日} = 0.48 \text{ ㎡/日}$</p>	使用期間	使用量	平成〇〇年4月・5月	27㎡	8月・7月	28㎡	8月・9月	29㎡	10月・11月	27㎡	12月・平成〇〇年1月	26㎡	2月・3月	24㎡
使用期間	使用量															
平成〇〇年4月・5月	27㎡															
8月・7月	28㎡															
8月・9月	29㎡															
10月・11月	27㎡															
12月・平成〇〇年1月	26㎡															
2月・3月	24㎡															

12	予測水道使用量はどのように算出しますか？	水道のみ使用している場合の予測水道使用量(m ³ /日)は、下記の算出方法となります。 予測水道使用量(m ³ /日) = 年間最大水道使用量実績(m ³ /日) / 実居住人員 × 予定居住人員 (例1) 2人世帯で居住者に変動ない場合 予測水道使用量(m ³ /日) = 0.5m ³ /日 / 2人 × 2人 = 0.5m ³ /日 (例2) 2人世帯で6ヵ月後に居住者が1人増える場合 予測水道使用量(m ³ /日) = 0.5m ³ /日 / 2人 × 3人 = 0.75m ³ /日
13	汲取り便所を廃止し、浄化槽を設置する場合の予測水道使用量の算出はどうなりますか？	従前が汲み取り便所である場合の予測水道使用量(m ³ /日)は、下記の算出方法となります。 予測水道使用量(m ³ /日) = 年間最大水道使用量実績(m ³ /日) / 実居住人員 × 予定居住人員 × 200 / 150
14	井戸水等を使用している場合、どのように予測水道使用量を算出しますか？	井戸水を使用している場合の予測水道使用量(m ³ /日)は、下記の算出方法となります。 予測水道使用量(m ³ /日) = {年間最大水道使用量実績(m ³ /日) + 年間最大井戸水等使用量実績(m ³ /日)} / 実居住人員 × 予定居住人員
15	予測水道使用量を算出する様式はありますか？	参考に予測水道使用量の算出計算様式を作成しています。ご活用ください。
16	3人以下の世帯において、夏季の散水により年間最大水道使用量が少し1m ³ /日を超える場合、「ただし書の運用」は適用されませんか？	それに使用された水量実績が把握できる場合、それら資料で地域を所管する行政庁へ具体的に相談ください。
17	将来、使用水量が1日あたり1m ³ を超えるかもしれない場合は、「ただし書の運用」は適用されませんか？	使用水量が1日あたり1m ³ を超える可能性がある場合は、浄化槽の処理能力も超える可能性があるため、「ただし書の運用」は適用されません。
18	既存住宅をリフォームして販売する場合、「ただし書の運用」は適用されますか？	その住宅における予測水道使用量が不明であるため、「ただし書の運用」は適用できません。
19	建築確認を伴わない増築をする既存住宅へ浄化槽を設置する場合、「ただし書の運用」が適用されますか？	水道使用量が大きく変化することも考えられるので地域を所管する行政庁へ具体的に相談してください。
20	浄化槽の設置時には予定していなかったが、将来にもし居住人数が増えてしまった場合にはどのようになりますか？	設置された浄化槽の処理能力や許容水量等を超える利用になれば、放流水質が悪化する恐れがあります。もしその放流水質が著しく悪化し、浄化槽の維持保全や定期検査等で改善を要するとなれば、改善措置として工事が発生する場合があります。そのため、出来るだけ浄化槽の処理性能の範囲内でご使用してください。
21	浄化槽の設置時には予定していなかったが、将来に水廻りのリニューアルを行った結果、居住人数は増えないが、水道使用量が増えてしまう場合がありますが、この場合にはどのようになりますか？	居住人員が増えなくても、設置された浄化槽の許容水量等を超える利用になれば、放流水質が悪化する恐れがあります。居住人員が増えた場合と同様、もしその放流水質が著しく悪化した場合、改善工事が発生する場合があります。そのため、出来るだけ浄化槽の処理性能の範囲内でご使用してください。